

マージン率などの情報について

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を提供いたします。

(対象：令和 7 年度 (令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月))

- | | |
|-----------------------------|-----------------------|
| ① 2026 年 3 月 31 日付 派遣労働者数 | 93 名 |
| ② 令和 7 年度 派遣先事業所数 (実数) | 81 事業所 |
| ③ 令和 7 年度 労働者派遣に関する料金の額の平均額 | 23,968 円 (8 時間 全業務平均) |
| ④ 令和 7 年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 | 16,657 円 (8 時間 全業務平均) |
| ⑤ 令和 7 年度 マージン率平均 | 30.5% |

$$\text{(注) 計算式 } \frac{\text{③} - \text{④}}{\text{③}} \times 100 = 00.000 \dots \Rightarrow 00.0$$

マージン率とは

派遣先から当社に支払われる派遣料金から、派遣社員に支払う賃金を差し引いた残額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。なお、マージンには派遣社員の雇用主として負担する社会保険料が約 15 %含まれるほか、健康診断などの福利厚生費、教育 研修費用、採用に関する費用や 営業費用などの諸経費が含まれています。

- | | |
|-----------------------------------|--|
| ⑥ 教育訓練 に関する事項 | セキュリティ研修、資格取得支援 等を実施しています。 |
| ⑦ 福利厚生に関する事項 | 関東 I T ソフトウェア健康保険組合の福利厚生施設を利用することができます |
| ⑧労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定に関する事項 | 労使協定を締結しているか否か：締結無し |

株式会社カナミックネットワーク
許可番号 派 13-314685
事業所枝番号 1